

取 扱 基 準

名 称	結核対策関連事業費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	市民の結核予防のため、私立学校又は社会福祉施設の設置者が実施する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する定期の健康診断に要する費用に対し補助金を交付する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	受診率 100 パーセント
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	私立学校又は社会福祉施設の設置者が支払う結核予防のための定期の健康診断に要する費用
補助額 及びその算定方法 又は補助率	算定方法 ① 新潟市結核予防費補助金交付要綱別表 1 の基準額に定める額 ② 新潟市結核予防費補助金交付要綱別表 2 の対象経費の実支出額 ③ 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 ＊①, ②, ③を比較して最も少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額 ○基準額 次に掲げる額の合計額 (1) 360 円×胸部立位単純撮影を受けた者の人数 (2) 1,250 円×胸部臥位単純撮影を受けた者の人数 ○対象経費 法第 53 条の 2 第 1 項の規定による健康診断のために必要な健診料 <補助額が 5 万円未満, 又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 60 条に規定されているため。
開始時期	令和 6 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 8 年 9 月 3 0 日
終 期	令和 9 年 3 月 3 1 日
	(終期が 3 年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 「この健診は新潟市の結核予防費補助金を受けて実施しています」等
	〔媒体〕 学校及び施設のホームページ、会報等
担当部署	保健衛生部 保健所保健管理課 感染症対策室 電 話 (025)212-8123 (内線 38195) e-mail hokenkanri@city.niigata.lg.jp